

## 後期高齢者医療保険 被保険者(※1)の皆さんへ



(※1) 65歳以上75歳未満で障害認定を受け、後期高齢者医療保険に加入した方を含みます。

### 資格確認書を送付します

現在有効の後期高齢者医療被保険者証(保険証)をお持ちの方の有効期限は、令和7年7月31日までとなっています。紙の保険証は、令和6年12月2日以降、新規発行および再発行がされなくなり、マイナ保険証を基本とする形に移行しました。

後期高齢者医療制度では、マイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行する観点から、令和8年7月31日までの間、マイナ保険証の保有に関係なく申請なしで「**資格確認書**」を交付することとなりました。

8月1日以降使用していただく「資格確認書」は、7月下旬に送付予定です。

「資格確認書」は、裏面に住所を自署してご使用ください。

なお、医療機関などの受診は、マイナ保険証または資格確認書、どちらでも受診できます。

### 後期高齢者医療保険料 均等割額軽減に係る基準額が変わります

#### ◆後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は、以下の2つで構成されています。

- ①均等割…全員に納めていただく定額部分(1人あたり56,000円)
- ②所得割…所得に応じて納めていただく部分(賦課のもととなる所得金額(※2)×10.78%)  
(※2) 賦課のもととなる所得金額 = 令和6年中の総所得金額など - 基礎控除額(43万円)

所得の低い方については、世帯の所得に応じて被保険者均等割額が軽減される制度があります。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、被保険者均等割額の5割軽減および2割軽減の対象世帯の所得要件が変更になります。

#### ◆均等割額の軽減措置

均等割額 軽減割合	対象者の所得要件(世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	
	現行(令和6年度)	改正後(令和7年度以降)
7割	43万円+10万円 ×(給与・年金所得者の数-1)以下	改正なし(左記と同じ)
5割	43万円+(被保険者数×29.5万円) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	43万円+(被保険者数×30.5万円) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下
2割	43万円+(被保険者数×54.5万円) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	43万円+(被保険者数×56万円) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下

※令和7年度以降分の保険料について適用。令和6年度以前分の保険料については、従前の基準となります。

○お問い合わせ 高知県後期高齢者医療広域連合 ☎088-821-4526  
本庁 住民課 国保係 ☎43-2800  
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112